3　設計（基本・実施）に関する競争参加資格
入札参加希望者（協力会社（設計）を含む。）は、次の競争参加資格を満たすこと。
⑴　参加希望者及び協力会社は、下記に示す競争参加資格を満たしていること。
１）文部科学省において平成25・26年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
２）経営状況が健全であること。
３）不正又は不誠実な行為がないこと。
４）「建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）」第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑵　参加希望者又は協力会社は、平成15年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記１）から４）に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した設計（但し新営に限る）の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
１）管理技術者、建築主任担当技術者
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下部分３フロア以上かつ地下部分20m以上、地下部分の延べ面積2,500㎡以上
イ　建物用途　上記アの部分に居室・収蔵庫等の温湿度管理がなされている部屋があること（ただし、当該諸室がフロアの過半を占めること。）
※　ア、イは、同一の工事であること。以下同じ。
２）構造主任担当技術者
ア　建物規模等　上記１）アに同じ。
イ　建物用途　上記１）イに同じ。
３）電気主任担当技術者
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下部分３フロア以上、地下部分の延べ面積2,500㎡以上
イ　建物用途　上記１）イに同じ。
４）機械主任担当技術者
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下部分３フロア以上、地下部分の延べ面積2,500㎡以上
イ　建物用途　上記１）イに同じ。
⑶　管理技術者及び各主任担当技術者については、提案書提出後から実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむを得ない場合の外は、変更を認めない。

4　工事（施工）に関する競争参加資格
入札参加希望者（協力会社（工事（施工））を含む。）は、次の競争参加資格を満たすこと。
⑴　入札参加希望者又は協力会社は、文部科学省における一般競争参加者の資格の認定の際に、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、建築一式工事において1,175点以上、電気工事において950点以上、管工事において950点以上であること。
⑵　入札参加希望者又は協力会社は、提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
⑶　入札参加希望者又は協力会社は、平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、下記１）から３）に示す同種の施工実績（新営に限る。また建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）があること。
１）建築一式工事
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下部分３フロア以上かつ地下部分20m以上、地下部分の延べ面積2,500㎡以上
イ　建物用途　上記アの部分に居室・収蔵庫等の温湿度管理がなされている部屋があること（ただし、当該諸室がフロアの過半を占めること。）
※　ア、イは、同一の工事であること。以下同じ。
２）電気工事（建築一式工事における実績を含む。）
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下部分３フロア以上、地下部分の延べ面積2,500㎡以上
イ　建物用途　上記１）イに同じ。
３）　管工事（建築一式工事における実績を含む。）
ア　建物規模等　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地下部分３フロア以上、地下部分の延べ面積2,500㎡以上
イ　建物用途　上記１）イに同じ。
⑷　入札参加希望者又は協力会社は、下記１）から４）に示す資格要件を満たしているとともに同種の施工経験がある監理技術者又は主任技術者を、それぞれ専任で配置できること。
１）建築一式工事
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
イ　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、上記⑶１）のア及びイに示す基準を満たす同種（建築一式工事）の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　監理技術者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、又はこれに準ずる者であること。
２）電気工事（建築一式工事における実績を含む。）
ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、上記⑶２）のア及びイに示す基準を満たす同種（電気工事）の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　監理技術者にあっては、上記１）ウに該当する者であること。
３）管工事（建築一式工事における実績を含む。）
ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、上記⑶３）のア及びイに示す基準を満たす同種（管工事）の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　監理技術者にあっては、上記１）ウに該当する者であること。
４）監理技術者又は主任技術者にあっては、入札参加希望者又は協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
⑸　監理技術者については、技術提案書提出後から工事完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむを得ない場合の外は、変更を認めない。

5　落札者の決定方式等
⑴　落札者の決定方式　入札参加者が提出した提案書を内容とする価格以外の要素と価格を総合的に評価する総合評価落札方式により落札者を決定する。なお、本工事は、政府調達協定（「1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、落札者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。
⑵　落札者の決定方法　入札参加者の中から、以下の手順により本工事の落札者を決定する。
１）提案審査　提案審査は、入札参加者が提出した提案書の内容について客観的な評価を行う。
２）総合評価　各入札参加者の上記１）の審査による得点及び入札価格に基づき総合評価を実施し、落札者を決定する。
⑶　評価内容の担保　実際の設計（基本・実施）及び工事（施工）に際しては、提案書に記載した設計の考え方及び工事（施工）の方法等により実施し、提案内容を満たす設計及び工事（施工）を行うものとする。落札者の責により提案内容を満たす設計又は工事（施工）が行われない場合は、契約解除もあり得る。

6　入札手続等
⑴　担当部局　〒113―0033 東京都文京区本郷五丁目24番５号角川ビル８階　東京大学施設部施設企画課　建設エンジニアリングオフィス担当　電話03―5841―2210（直通）